

当面の規制改革の実施事項【抜粋】

5. 地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

(1) 強い農林水産業の創出による地域経済の活性化

ウ 農産物検査規格の見直し

【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

令和2年12月9日に開催された農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会で示された方向性に基づき、以下の取組につき結論を得る。

- a 農林水産省は、令和2年7月17日決定の規制改革実施計画（農林水産分野No.9）に基づき農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したのみに見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。
- b 農林水産省は、令和2年7月17日決定の規制改革実施計画（農林水産分野No.9）に基づき、民間主導で、新JAS規格を制定するに当たっては、穀粒判別機のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携・集積し、生産の高度化、販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン等）を構築し、速やかに民間主導でのJAS規格制定の支援を開始する。
- c 農林水産省は、令和2年7月17日決定の規制改革実施計画（農林水産分野No.9）に基づく農産物検査に用いる試料のサンプリング方法の合理化に当たっては、一律な抽出数方法を見直し、低負荷・低コストでの検査を実現するよう農産物検査規格を改正し、農業者に生産プロセスや品質マネジメントシステムに応じた多様な選択肢を提供する。
- d 農林水産省は、現行の農産物検査規格とは別に、機械の長所が生かせる新たな規格を創設することも考えられるとの意見を踏まえて検討し、穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機械による現在の技術でも実施できる機械的計測を可能とする。